第12 教育委員会が所管する債権

- 1. 管理課 I: 高等学校等奨学金貸付金·同延滞利息
- (1)債権の概要
 - ア. 歳入科目

14款:諸収入-3項:貸付金元利収入-17目:高等学校等奨学金貸付金元利収入-1節:元金

14款:諸収入-6項:雑入-5目:雑入-1節:雑入

イ. 担当部署

教育委員会事務局 管理課 支援助成係

ウ. 債権の発生原因と種類

金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権及びその延滞利息である(私債権)。

- ・関係法令として、以下のものがある。
- ●群馬県高等学校等奨学金貸与条例(以下「条例」という。)
- ❷群馬県高等学校等奨学金貸与条例施行規則(以下「規則」という。)
- ・要綱関係として、群馬県高等学校等奨学金取扱要領(以下「要領」という。) がある。

エ. 債権の内容

毎年、群馬県高等学校等奨学金奨学生募集要項を教育委員会が作成し、高等 学校等に周知している。そして周知された学校から生徒に制度を案内している。 同様の制度として、同じ要件、同じ貸付金額である群馬県教育文化事業団高等 学校等奨学金の制度があり、同制度は1度申請すれば3年間適用されるが本制 度は1度申請しても1年間しか適用にならないので、基本的には同制度を勧め ている。同制度は親権者が群馬県内に在住している高校生が対象で、毎年60 名程度を新規に採用している。本制度は群馬県の予算が原資であり、毎年9名 (公立7名、私立2名)の予算である。利用者は平成18年度から平成22年 度までは計88名、平成23年度は6名、その後徐々に減って平成26年度の 1 名を最後に利用者はゼロとなっている。なお、本制度について、要領第 1 条 第1項第4号後段の要件は、前段を満たせば原則として後段も満たしていると 判断している。収入の要件を満たせば利用できる制度である。本制度の利用希 望者は、貸与の申請を群馬県教育委員会教育長に対して行い、教育長が貸与の 決定を行い、貸与契約を締結する。本件債権は、この契約に基づいて発生する 債権である。この債権には延滞利息が付く。納期限から6か月を経過した場合 に発生する (規則第14条)。

才. 時効期間

10年(旧民法第167条第1項)

- (2) 収入未済・不納欠損等の状況
 - ア. 平成29年度の債権額の推移

<貸付金>

収入未済額	平成29年度			収入未済額
(平成28年度末)	調定額 収入済額 不納欠損額		(平成29年度末)	
5,089,900円	2,267,400 円	1,809,600円	0 円	5,547,700円

<延滞利息>

収入未済額	平成29年度			収入未済額
(平成28年度末)	調定額 収入済額 不納欠損額		(平成29年度末)	
206, 324 円	38,950円	24,970 円	0 円	220, 304 円

<貸付金の過誤納>

件数 (調定)	過誤納額	対応の状況
1 件	3,000円	口座振替されていたが、納入通知を出
		し、相手もそれに応じて支払った。後
		から納付済みであることを確認したた
		め返金した。

___ イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

<貸付金>

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成18年度	13,400円	2 件	1 人
平成19年度	161,800円	18件	4 人
平成20年度	242,800 円	3 1 件	5 人
平成21年度	342,000 円	42件	7 人
平成22年度	322,000 円	41件	6 人
平成23年度	338,700 円	5 9 件	10人
平成24年度	422,000 円	6 2 件	9 人
平成25年度	495,400 円	7 2 件	1 3 人
平成26年度	912, 200 円	116件	20人
平成27年度	911,300円	139件	25人
平成28年度	643,600 円	114件	2 2 人
平成29年度	742,500 円	120件	2 2 人
合計	5,547,700 円	816件	1 4 4 人

<延滞利息>

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成19年度	10,885円	19件	3 人
平成20年度	28,605 円	4 2 件	6 人
平成21年度	5,150円	4 件	3 人
平成22年度	12,810 円	1 1 件	3 人
平成23年度	26,915 円	13件	5 人
平成24年度	55,325 円	16件	7 人
平成25年度	5,860円	4 件	2 人

平成26年度	1,000円	2 件	1 人
平成27年度	17,046 円	20件	10人
平成28年度	42,728 円	2 7 件	11人
平成29年度	13,980 円	20件	5 人
合計	220,304 円	178件	5 6 件

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

前提として、(規則で定める) 20年以内の期間内に返済する契約となっている(条例第6条)。この期間内から本人が希望した年数、金額を毎月(又は半年又は1年に1回)支払うことになっている。これは本人が提出した奨学金返還計画書に基づいている(規則第11条第3項)。支払方法は本人が預金口座振替による納入を希望すればこの方法により(原則として口座振替を案内している。)、希望がなければ納入通知書を送付する方法による(群馬県納付金口座振替収納事務取扱要綱第4条)。これにより調定方法も2通りある。

口座振替の場合、定期調定台帳を1年分作成して、債務者がどの月にいくら 口座振替するのかを一覧できるようにしている。その上で、債務者ごとに予め 決められた返済額を1か月分ごとに、毎月調定している。

納入通知書の場合、4月分から翌年3月分までの12か月分を、1か月分ごとに調定をするが、その調定は毎年4月に12か月分を一括して行い、納入通知書は12か月分を一度に発送する。なお、年賦、半年賦又は月賦の債務者がおり、それぞれ納付書の枚数は異なる。

延滞利息は、毎年度9月か10月ころ、例えば10月末ころまでに、納期限から6か月を超えて返済された貸付金元金をもとに集計している。そして調定して、納入通知書を出している。その半年後の3月か4月ころも同様に行う。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

納期限の設定は、いずれの方法であっても毎月26日としている。一般の給 与所得者の給料日が25日ころと認識しているからである。

<適時・適切に回収できない理由>

納期限までに納入がない場合、督促状を出す。翌月1日に決裁を受け、同日に指定期限を11日として督促状を発送している。それでも納入がない場合、電話で催告するが、相手はすぐに支払うと述べたり待ってほしいと述べたりする場合がほとんどである。過去には訪問をしていたが、現在は電話催告をしている。平成21年度から平成24年度は訪問をよくしており、特に過年度分の回収率が高かった。督促状を出してからの催告の書面については、債務者の状況に応じて出している。

なお、毎年12月の賞与の時期にそれまでの未納分をまとめて電話で催告することを検討しているとのことである。

<納入通知>

私債権であるため不服申立ての教示は不要である。

エ. 不納欠損について

不納欠損処理の一態様である債務の免除について、平成27年度に1件だけある。平成28年1月に奨学生が死亡したことから、死亡により免除したものである(条例第8条)。ただし、死亡月とその前月の滞納分は保証人である父が支払った。死亡の翌月分から免除したものである。

免除の具体的な手続としては、保証人から奨学生死亡届と奨学金償還免除申請書の提出を受け、決裁後、奨学金返還免除決定通知書を送った。その後、不納欠損処理の手続をした。不納欠損処理に関する取扱基準はない。未済の中には納期限から10年経過しているものがあるが、時効の援用がされていない。金額は1つの年度で1万数千円程度である。

(3)債権(収入未済額)の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

債権管理簿において年度ごとに納期限が来ていない総額及びその年度で調定した総額を管理している。ここ数年新たな貸付はないので返済がある分毎年度債権額は減っている。債権現在額報告書において前年度末現在額及び本年度の調定の総額を記載し、本年度末時点の残高が分かる(債権管理簿の情報の一部である。)。

<情報システム等による管理運用状況>

返納状況一覧表及び延滞利息一覧表というエクセルデータで、過去の全員の 債権がわかるようにしてある。

<担当者の権限分配の状況>

奨学金の担当は正・副それぞれ1人おり、他には係長がいるのみである。担当者の他の業務として、奨学のための給付金事務、東京都内にある群馬県の学生寮の管理事務が多く、なかなか時間を割けないのが実情とのことである。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

個人の氏名、住所、電話番号、家族構成、保証人の有無を把握している。

<調査の方法と頻度>

債務者が高等学校等在学中は、変更があれば確認できる。その後については、返還が滞った場合、電話により確認している。納入通知書が返戻された場合、まずは電話をし、電話が通じない場合は公用で住所を照会している。根拠規定は住民基本台帳法第12条の2である。本来であれば変更があれば届出を要する定めとなっている(規則第13条第1項)。なお、本人が高校卒業後に進学する場合は返還猶予の制度が適用されることから進学の情報は本人からの返還猶予の申請により判明する。連帯保証人調書(要領別記様式第2号)により2人の保証人の勤務先は分かる。その後の本人と保証人の変更の状況は督促の過程で把握している。

<債務者との通信・面談>

群馬県高等学校等奨学金交渉記録簿がある。問題事例は検出されなかった。 ウ. 消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況> 返納状況一覧表に該当欄を設け、管理している。

<中断措置の有無・方法>

債務者は、返還方法を変更するときは奨学金返還計画変更願(規則別記様式第11号)を、災害・盗難・疫病・負傷その他やむを得ない事由により返還が困難であると認められるときは奨学金返還猶予申請書(規則別記様式第12号)を提出し、教育長に承認を求めることができるとされており、これらが債務承認書に該当する。

なお、電話や訪問で督促を行ったものの、債務者からの弁済がなく、時効期間が経過した事例がある。連帯保証人とは連絡が取れており、債務承認書を求めなかったことが一因。

<時効完成後の対応>

債務者により時効が援用されたことはない。

- (4) 債権(収入未済額)の回収事務
 - ア. 督促の実施状況
 - <実施方法・頻度>

前述のとおり、過去には訪問していたが、現在は電話催告をしている。預貯金、車、不動産などの財産の情報は、本人に聞いて把握している。債務者の状況に応じて、督促状の送付後に催告の書面を発送している。平成29年度末現在、最大の滞納は約50万円である。平成30年度に発生した未納の債務者と連絡はついている。

<延滞金等>

延滞利息は独立した債権として管理しているので、該当なし。

<督促状の記載>

行政不服申立ての教示は、私債権であるため、不要。

- イ. 督促に応じない場合の措置
 - <強制執行等の実施状況> 該当なし。
 - <法が用意した手段の活用状況> 該当なし。
 - <任意的手段の活用方法>

返還計画の変更や未納額の返済方法、履行期限の延長等の相談に乗り、要件に該当する場合は、奨学金返還計画変更願(規則別記様式第11号)、奨学金返還猶予申請書(規則別記様式第12号)の提出を求めている。これらが返済未済額を承認する内容になっていることから、債務承認書に該当する。債務者の状況に応じて、催告文書は送付している。

ウ. 財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

私債権であるため、強制力のある財産調査権はない。債務者に対し、収入、 支出の状況等を質問し、把握している。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

私債権であるため、強制力のある財産調査権はない。債務者でない者にも収入、支出の状況等を質問し、把握している。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

連帯保証人に対しては、本人に支払うように指導することを求めたり、保証 債務の履行を求めたりしている。これまでのところ、保証に関するトラブルも 起きていない。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

債務者死亡の場合は、前述のとおり、返還債務の免除をしているため、相続 人に対する請求はしていない。

- (5) 債務者の生活再建等に向けた事務
 - ア. 債権回収の困難性の判断方法

債務者の状況に応じて対応しており、債権回収が困難な場合の方針、困難性の判断基準はない。

これまで返還免除の実績は債務者死亡の1件にとどまっている。現在、滞納となっている事案は、返還猶予や返還計画変更により、十分対応可能であると思われる。債務者に対する督促の際、必要と判断すれば、返還猶予や返還計画変更の提案を行っている。未就業により一時滞納となったが、再就職して納入再開に至った事案もある。

今後も、返還猶予や返還計画変更の制度を適切に運用することで、一時的に 返還が困難になった債務者への支援を行う。

- イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法 債権回収が困難な場合の方針、困難性の判断基準はない。
- ウ. 法が用意した制度の利用状況

進学する場合は返還を猶予している(条例第7条・規則第12条・要領第4条第1項第1号)。免除は、前述の債務者死亡の場合の1件のみである。経済的理由による返還計画の変更(規則第11条第4項)をしたのは、平成22年度に2件、平成23年度に1件ある。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

平成18年度に高等学校定時制課程修学奨励金の運用面の見直しについての意見があったが、本制度とは別制度であり関係はない。

(7) 指摘事項

該当なし。

- (8) 意見
 - ア.【電話以外の催告をすべきであること(意見87)】

< 結論 >

債権回収のための催告について、現在は電話催告しかしておらず、書面及び 訪問による催告を実施すべきである。

< 理由>

債権回収のための催告について、ここ1年は電話でするのみであり、それ以外の書面及び訪問による催告の手段は講じていない。電話しても電話に出なければ事実上催告を受けるのを免れており、催告の意思を伝えるべく、書面及び訪問による催告を実施すべきである。

イ.【不納欠損処理の検討をすべきであること(意見88)】

< 結論 >

収入未済の債権について、不納欠損処理の検討をすべきである。

< 理由>

収入未済の債権の中には納期限から10年が経過しており時効期間が経過しているものがある。これは債務者から時効の援用がないことから収入未済として債権が残っているものであるが、10年もの間にわたり返済がないということは、債務者又は連帯保証人に資力がないなど何らかの事情があるものと思われる。時効の援用をただ待つだけにせず、不納欠損処理ができるかどうかの事情を調査して不納欠損処理の検討をすべきである。

そのためには、未収債権の時効管理、不納欠損処理に関する群馬県全体としての基本的な法的枠組みが必要であると考える。

ウ.【時効の中断措置について(意見89)】

< 結論 >

時効期間が経過する前に債務承認書を徴求するなどして時効中断措置を採る必要がある。

<理由>

債権について、債務承認書に該当する奨学金返還計画変更願(規則別記様式第11号)、奨学金返還猶予申請書(規則別記様式第12号)の提出を求めている。時効中断措置が採られるよう、引き続き、債務承認書を適切に提出させるよう努められたい。

2. 管理課Ⅱ:全日制高等学校授業料等

(1)債権の概要

ア. 歳入科目

8款:使用料及び手数料-1項:使用料-11目:教育使用料-2節:県立 学校関係使用料

イ. 担当部署

教育委員会事務局 管理課 県立学校財務係、高校教育課 教科指導係 県立前橋清陵高校、県立太田フレックス高校、県立桐生女子高校

ウ. 債権の発生原因と種類

群馬県立学校の入学料等に関する条例に基づく非強制徴収公債権

エ. 債権の内容

県立高校の授業料及び受講料

才. 時効期間

5年間(法第236条)

- (2) 収入未済・不納欠損等の状況
 - ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額	平成29年度			収入未済額
(平成 28 年度末)	調定額 収入済額 不納欠損額		(平成 29 年度末)	
305, 747	4, 219, 914, 439	4, 219, 610, 970	32, 500	576, 716
円	円	円	円	円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成20年度	8,125 円	1 件	1 人
平成27年度	65,097円	6 件	6 人
平成28年度	128,792 円	5 件	5 人
平成29年度	374, 702 円	2 2 件	2 2 人
合計	576,716 円	3 4 件	3 4 人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

県立高校の授業料の調定については各県立高校で行っている。在校生の授業料の調定については、毎年4月1日付でその年度の授業料全額の調定を行い、納期限を4回(原則として、11月16日、12月16日、1月16日、2月16日の4回)に分けて設定している。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

平成26年度入学生から就学支援金制度が開始され、就学支援金の受給要件に該当しない者について、群馬県立学校の入学料等に関する条例施行規則第10条に基づき、全日制の課程及び定時制の課程のうち単位制による課程以外の課程の授業料に関して、4月から6月までの授業料を11月中の校長の定める期日までに徴収し、7月から9月までの授業料を12月中の校長の定める期日までに徴収し、10月から12月までの授業料を翌年1月中の校長の定める期日までに徴収し、翌年1月から3月までの授業料を翌年2月中の校長の定める期日までに徴収している。

校長の定める具体的な納期限については、授業料の口座振替日が、原則として11月16日、12月16日、1月16日、2月16日であることから、納入通知書による納入の納期限も同日に設定している。

<適時・適切に回収できない理由>

再三にわたる催告等にもかかわらず納入に至らないために収入未済となっている債権がある。回収できない理由としては、生徒がすでに退学をしており

保護者等との接触が困難になっていること、保護者等の生活が困窮しており資力が乏しいこと、保護者等の所在が不明となっていることなどがある。

<納入通知>

納入通知書については、財務会計システムを利用して作成し、定型の書式を 印刷しているが、定型の書式には、行政不服申立の教示はない。

エ. 不納欠損について

平成29年度中に時効期間経過により不納欠損処理を行っている。不納欠損処理の時期に関する取扱基準はない。県立高校の授業料については非強制徴収公債権であり、時効期間が経過した場合には、債務者の時効援用なしに消滅するところ、平成27年度中に時効期間が経過した事案があったものの、平成27年度中には不納欠損処理がなされず、平成29年度に不納欠損処理を行っているものがある。

(3)債権(収入未済額)の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成 を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成 するものであるため、作成していない。

<情報システム等による管理運用状況>

県立高校の授業料納入の指導並びに未納となっている生徒、保護者及び保証人に対する授業料徴収の取扱い等については、群馬県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱(平成17年4月1日施行)が定められており、同要綱第4条(2)で累積2か月分の未納であることを確認したときは、授業料未納者記録簿を作成することとされている。県立桐生女子高校、県立前橋清陵高校及び県立太田フレックス高校の3校ともに、同要綱第4条(2)に基づき、授業料未納者記録簿が作成されている。授業料未納者記録簿の記載事項は、生徒の氏名、住所、電話番号、家族構成、生活・家庭状況、保証人の氏名・住所・電話番号、納入・督促に関する記録等であり、手書きで記入を行っている高校と文書ソフトで記入を行っている高校がある。

また、督促等を行った際の記録は、督促年月日、督促内容等を、授業料未納者記録簿の納入・督促に関する記録欄に、督促等を行った都度、追記をしていく方法で行われている。なお、授業料の納入があった時に同記録簿に納入額の記入を行っているため、同記録簿の記載から未納金額を把握することが可能となっている。

<担当者の権限分配の状況>

債権管理については、各県立高校の事務部の職員1名が主担当となり事務を 行っているが、債務者宅等への訪問については、各県立高校の職員2名体制で 実施している。また、群馬県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱第2条第2 項によれば、校長は、必要があると認めるときは、校内に、校長、教頭、事務 長、学年主任、学級担任、歳入事務担当者等を構成員として授業料徴収校内委 員会を設置し、授業料の徴収促進及び滞納解消を図るものとされているが、授 業料未納者記録簿の記載内容を確認したところ、同要綱第2条第2項に基づき、 同委員会を設置した事案は1件だけであり、その設置時期も平成22年度まで となっている。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

個人の氏名、住所、電話番号、家族構成、家族の職業、保証人の有無(氏名・生徒との関係、住所、電話番号)

<調査の方法と頻度>

在校生である場合には、生徒等からの申出により、変更の有無を確認することが可能であるが、卒業生又は退学者である場合には、必要に応じて文書による通知や家庭訪問を行い、債務者等に対して事情を聴取する中で変更の有無を調査している。

住民基本台帳の記録事項に関して、住民基本台帳法第12条の2に基づき、 市町村に対する照会は行っていない。

<債務者との通信・面談>

各県立高校において、群馬県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱第4条(2)に基づき、授業料未納者記録簿が作成されており、同記録簿の納入・督促に関する記録欄に督促年月日、督促内容等が記録されている。授業料未納者記録簿の記載内容を確認したところ、特別な配慮が必要な案件を除き、継続的、定期的に催告等が行われていた。

なお、県立太田フレックス高校については、平成20年度の授業料未納者記録簿を確認したところ、継続的な催告等を実施し、平成25年度になり、保護者と連絡を取ることができ、納入計画書の提出や、少額ではあるものの不定期での分割納入に結び付いている事案も存在する。

ウ. 消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

非強制徴収公債権であることから時効の起算点は明確であるところ、時効期間の管理については、各県立高校の債権管理担当者が行っている。また、年度末の決算事務において、各県立高校から県教育委員会管理課あてに、翌年度に繰り越す未収債権の状況が、授業料未納者記録簿とともに報告されてくるため、年度末の時点において、県教育委員会管理課の担当者が、納入状況、催告の実施状況等について把握し、時効期間のチェックも行っている。

<中断措置の有無・方法>

平成29年度に不納欠損処理をした2件については、何らの時効中断措置が 取られずに時効期間が経過したものである。

群馬県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱第4条(2)イでは、累積2か

月分の未納を確認したときは、担任及び事務職員による家庭訪問を実施し、家庭状況等を把握するとともに授業料納入計画書(別紙様式第3号)の作成を求めるものとされており、この計画書が債務承認書に該当する。

この授業料納入計画書には、署名押印欄に、生徒氏名、保護者氏名、保護者 電話番号を記入し、保護者氏名の欄に押印をしてもらう様式となっており、未 納となっている授業料等について、納入計画(納入日、納入金額)及び納入が 遅れる理由を記入し、納入を確約させる内容となっている。

全ての事案について、授業料納入計画書が作成されているわけではないが、 授業料納入計画書が作成されているケースでは、納入計画として、納入日及び 納入金額が記入され、金額欄等が空白となっている事例などは確認されなかっ た。

<時効完成後の対応>

時効期間が経過した債権については、不納欠損処理を行うこととなるが、不納欠損処理については、県教育委員会管理課が各県立高校からの進達を受け、一括して不納欠損処理の起案を行い、決裁後、管理課からの連絡を受けた各県立高校の担当者が財務会計システムに不納欠損処理の入力を行っている。

非強制徴収公債権でありながら、平成27年度中に時効期間が経過した債権について、平成28年度及び平成29年度に繰越調定を行っている事例がある。

(4) 債権(収入未済額)の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

前述のように、督促の通知、電話、保証人への連絡等は定期的、継続的に行われている。

<延滞金等>

督促手数料及び延滞金については徴収の根拠となる条例が制定されていないため、徴収をしていない。

<督促状の記載>

督促状については、財務会計システムを用いて定型的な書式のものの発行を 行うが、督促状には行政不服申立ての教示はない。

イ. 督促に応じない場合の措置

<強制執行等の実施状況>

強制執行等の措置を実施した事例はない。県立学校の授業料等の未納者に対する法的措置に関しては、平成20年9月19日施行の群馬県立学校授業料等未納者に対する法的措置取扱要綱及び群馬県立学校授業料等未納者に対する法的措置事務取扱要領が定められている。

同要綱及び同要領は、支払督促等の申立てを行う場合の事務処理手続を定めているが、これまで支払督促等の申立てを行った事案はない。

<法が用意した手段の活用状況>

法的手段の実施はない。

<任意的手段の活用方法>

各県立高校の債権管理担当者が、債務者等に対して、電話、文書、訪問などの手段により授業料の納入を求めている。授業料未納者記録簿の記載内容を確認したところ、電話や文書による催告は行われているものの、訪問の頻度は学校によって異なり、平成27年度の収入未済の事案でありながら、平成30年5月に至るまで一度も訪問が行われていないものも存在する。

群馬県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱第4条(2)イでは、累積2か月分の未納の場合には、担任及び事務職員による家庭訪問を実施し、家庭状況等を把握するとともに授業料納入計画書(別紙様式第3号)の作成を求めるものとされており、この計画書が授業料の未納を承認する内容となっていることから、債務承認書に該当する。

しかしながら、授業料の未納について、提出を求めた授業料納入計画書が作成されていない事例もあった。

なお、今回調査した未収債権の8件の事案全てについて、納入計画書の提出 を債務者に求めていたが、提出されていたのは、県立太田フレックス高校の1 件だけであった。

ウ. 財産調査の実施状況

<債務者の資産・資力に関する調査の実施状況>

授業料は強制徴収公債権ではないので、強制力のある財産調査権はなく、債 務者の資産・資力に関する調査は実施されていない。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

前記同様、強制力のある財産調査権はなく、債務者でない者に対して財産調査を実施した事例はない。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

<保証人等の複数当事者対応の実施状況>

保証人への請求がなされていない事例が多い。また、保証人に対する催告等が行われている事例であっても、催告等の頻度は少ない状況である。また一時期催告等を行っていても、その後、長期間催告等が行われていない事案も存在する。

保証契約時に保証意思の確認が不十分でトラブルとなった事例はあるが、そのことが原因で未収債権となっている事案はない。保証人を徴求する際には、保証人に誓約書を提出させているが、誓約書の署名が保証人の自筆であるか否かを確認しているわけではなく、誓約書に実印を押させた上で、印鑑証明書を提出させているものでもないため、十分に保証意思を確認しているとは言い難い状況となっている。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

債務者が死亡した事例がなく、相続人対応を行った事例はない。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収の困難性の判断方法

債権回収が困難な場合の方針、困難性の判断基準はない。

- イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法 債権回収が困難であると判断された場合の処理方針は存在しない。
- ウ. 法が用意した制度の利用状況 徴収停止措置・履行延期の特約等を利用した事例はない。
- (6)過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

県立高校の授業料については、平成18年度の包括外部監査(テーマは「県立学校の財務事務の執行及び管理運営について」)において、本人・保護者がともに所在不明の事案について不納欠損処理をすべきであるとの意見が出されている。同事案については、時効期間経過により平成22年度に不納欠損処理を行っている。

- (7)指摘事項 該当なし。
- (8) 意見
- ア.【時効期間が経過した公債権について適切な時期に不納欠損処理を行うことについて(意見90)】

<結論>

時効期間が経過した公債権については、遅くとも時効期間が経過した年度内には不納欠損処理をしなければならない。不納欠損処理の手続の流れを明確にし、適切な時期に不納欠損処理を行う取扱いとすべきである。

<理由>

平成27年度中に時効期間が経過した未収債権について、平成27年度中に不納欠損処理を行わずに、平成28年度及び平成29年度に同債権について、繰越調定を行い、平成29年度中に不納欠損処理を行っている事例があった。

担当課として、平成27年度中に時効期間が経過したことは認識していたものの、課内協議において、奨学金などの私債権と取扱いを混同していたために、時効期間が経過した債権について、債務者による時効の援用なしに時効が完成するということに気付かず、繰越調定を行ったものである。

現在の事務担当者等は、公債権について、時効期間が経過した時点で、債務者の時効の援用の意思表示なしに時効が完成するということについては認識しており、同様の事例の発生は防止できると考えられるが、事務担当者等は数年で異動となることを踏まえると、同様の事例の発生を防止するため、未収債権の時効管理、不納欠損処理に関する県全体としての基本的な法的枠組みが必要である。

未収債権の時効管理については、各県立高校で行っていることから、県としての基本方針を策定し、各県立高校で未収債権の時効管理についても統一的方法で行うことが望ましい。

イ.【群馬県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱の改正について(意見91)】 <結論> 県立高校の授業料等の徴収事務については、平成17年4月1日に施行された群馬県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱が存在し、同要綱第4条では、授業料の未納期間に応じた事務処理内容が定められているが、同要綱と実態とが合わなくなっていることから、速やかに同要綱の規定を改正し、適切な徴収事務が実施されることが必要である。

<理由>

群馬県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱については、徴収事務に関する統一的な取扱いを定めるものとして、平成17年4月1日に施行されたが、平成22年度から国による高校授業料無償化制度が開始されたことにより、過年度の未納授業料を除き、授業料の徴収事務自体が発生しなくなった。

その後、同無償化制度が廃止され、平成26年度入学生から就学支援金制度が開始されたことにより、就学支援金の受給資格がない者に対する授業料の徴収事務が再開された。群馬県立学校の入学料等に関する条例第13条及び同条例施行規則第10条の徴収猶予が認められた場合、就学支援金の受給資格がない者からの授業料徴収時期は、平成21年度以前の毎月から平成26年度以降年4回(11月、12月、1月、2月)に変わったため、同要綱の徴収事務手続と実態とが整合しない状況にある。

同要綱では、授業料等の未納月数に応じて、どのような事務処理を行うのかが定められているところ、平成26年度以降、授業料の徴収時期が変更されたため、現状では、同要綱第4条で定められた、授業料徴収校内委員会の開催、電話連絡及び家庭訪問の継続的な実施、保証人への納付の協力要請、保護者の来校を要求した上での面接の実施時期が要綱とそぐわなくなっている。

速やかに同要綱を改正し、未納授業料等に関する徴収事務手続を改め、各県立高校の債権管理担当者等が、同要綱に基づき、催告等の徴収事務手続を適時、 適切に進めることができるようにすることが必要である。

なお、現在、県教育委員会管理課において同要綱の改正作業中であり、催告手順(電話による納付指導、督促状の発行、電話での督促、保護者の学校への呼出し、家庭訪問の実施、授業料等未納者記録簿の作成、校内委員会の開催、保証人に対する納付要請など)、校内委員会の体制・開催時期などについて検討を行っている。

ウ.【債務者等に対する法的措置の実施の検討について(意見92)】

< 結論>

群馬県立学校授業料等未納者に対する法的措置取扱要綱及び群馬県立学校授業料等未納者に対する法的措置事務取扱要領に基づき、教育的配慮をしつつ、 悪質な債務者には、支払督促の申立て等の法的措置の実施を検討されたい。

<理由>

県立高校の授業料が未納となっている場合の法的措置の手続を定めた群馬県立学校授業料等未納者に対する法的措置取扱要綱及び群馬県立学校授業料等未納者に対する法的措置事務取扱要領が平成20年9月19日に施行されている。

同要綱では、支払督促等の申立ての実施対象者として、生徒、元生徒、出席 停止とされた生徒及びその保護者を規定しているが、これまで、同要綱に基づ き、債務者等に対して支払督促等の申立てが実施された事例はない。

同要綱及び同要領は、法的措置を実施する際の手続を定めたもので、必ずしも、法的措置を実施しなければならないものではない。授業料債権にかかる法的措置については教育的配慮も必要なので、債権の管理・保全に当たっては慎重な対応が求められるのも確かである。債務者の対応が悪質な場合などに限定して法的措置を選択する等の方法を検討されたい。

消滅時効期間の経過が迫っている債務者等に対して、時効中断のために、支 払督促の申立て等を行うことが考えられる。

エ.【保証人に対する催告等の実施について(意見93)】

< 結論 >

保証人を徴求していることから、債務者及び保護者だけでなく、保証人に対しても定期的に催告等を行い、保証人からの債権回収にも努めるべきである。 <理由>

群馬県立学校の入学料等に関する条例第7条によれば、授業料を所定の期日 までに納付しないときは、保護者又は保証人から徴収することができるとされ ている。

しかしながら、債務者ごとに作成されている授業料未納者記録簿の記載内容を確認したところ、保証人に対して全く催告等を行っていないもの、保証人である親族に対して電話連絡をしているものの、支払拒否をされた後、催告等を行っていないもの、保証人である親族に対して請求を行い、納入の約束をしているものの、その後納入が行われていないものが存在した。保証人に対し実効性のある回収手続を採るべきである。

また、保証人の勤務先が判明している事案で、勤務先に電話連絡をして催告等を行っているものがあるが、納入の約束をするものの、約束が守られず、納入には至っていない事例もあった。教育的配慮も必要であるが、保証人の対応が悪質な場合には、支払督促の申立て等の法的措置も検討する余地がある。

オ.【保証人の徴求等について(意見94)】

<結論>

群馬県立高等学校管理に関する規則第36条に基づき、必ず保護者及び保証 人連署の誓約書を提出させることが必要である。また、同規則第37条第2項 に基づき、独立生計を営む成年者を保証人として徴求する必要がある。

<理由>

群馬県立高等学校管理に関する規則第36条によれば、入学を許可された者は、保護者及び保証人連署の誓約書を提出しなければならないこととされているが、県立桐生女子高校の事案において、誓約書が未提出となっており、保証人を徴求していないものが存在する。

同規則第36条において、保証人を徴求している一つの理由は、保護者だけ

でなく、保証人の人的信用に依拠して、授業料の滞納が生じた際には保証人からも授業料の回収を図ることにあると考えられることから、必ず誓約書を提出させ、人的担保を確保することが必要である。

また、保証人に誓約書を提出させる際には、誓約書に実印を押させた上で印鑑証明書を提出させ、保証意思の確認を行うことも検討する必要がある。

さらに、同規則第37条によれば、保証人の要件として、独立生計を営む成年者であることが定められているが、県立前橋清陵高校において、就職をしている18歳の親族が保証人となっている事案が存在するところ、18歳の親族を保証人とする取扱いは、明らかに同規則の保証人の要件には合致していないことから、法令に準拠した取扱いがなされるよう改善すべきである。

なお、保証契約の相手方が18歳である場合には、同人は制限行為能力者であり、法定代理人の同意を得て法律行為である保証契約締結を行うことになるが(民法第5条第1項)、法定代理人の同意を得て同人を保証人とした経緯も確認できないことから、保証契約そのものが取り消されるリスクが存在することにも留意をする必要がある(民法第5条第2項)。

- 3. 福利課:退職手当の返納金
- (1)債権の概要
- ア. 歳入科目

14款:諸収入-6項:雑入-5目:雑入-1節:雑入

イ. 担当部署

教育委員会事務局 福利課 年金係

ウ. 債権の発生原因と種類

公立学校職員退職手当支給条例第15条(当時の条例では第13条の3)に 基づき発生した債権であり、非強制徴収公債権である。

エ. 債権の内容

平成18年10月31日付で自己都合により退職した職員(以下、「当該債務者」という。)に対し、平成18年12月7日付で退職手当の支給を裁定し、同月15日付で、公立学校共済組合群馬支部への貸付金に一部を償還した上、残額を当該債務者に対して支給した。

しかし、その後の平成19年1月15日、当該債務者は、在職中に起こした 犯罪行為により逮捕・起訴され、同年11月22日付で当該債務者に対する有 罪判決(懲役5年)が確定したため、公立学校職員退職手当支給条例第15条 (当時の条例では第13条)に基づき、当該債務者に支給することを裁定した 退職手当全額について、返納命令処分をしたものである。

才. 時効期間

5年(法第236条)。

- (2) 収入未済・不納欠損等の状況
 - ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額	平成29年度			収入未済額
(平成28年度末)	調定額	収入済額	不納欠損額	(平成29年度末)
1,590,840円	0円	36,000円	0円	1,554,840円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成19年度	1,554,840円	1 件	1 人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

当該債務者に対する在職中に起こした犯罪行為に関する有罪判決は平成19年11月22日に確定したところ、返納を求める当初調定は判決確定直後の同年12月7日に行った。その後は毎年、繰越調定を実施している。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

当初調定と同時に、納入通知書を作成し、債務者に発送した。納期限は、財務規則に従い、調定日の20日後である平成19年12月27日と設定した(財務規則第44条第3項)。

<適時・適切に回収できない理由>

当該債務者は、平成19年11月22日に有罪判決が確定した後、平成24年5月頃まで収監されており、その間収入がなかったため、適時・適切な債権回収を図ることはできなかった。

現在、当該債務者は、出所して就労しているが、収入が少なく、一括での弁済ができる状態ではないため、滞納が続いている。

<納入通知>

当初、当該債務者に対して退職手当返納命令書を発送する際に、同命令書に 不服申立の教示文を記載し、教示を行った。

その後は、同処分に基づいて当該債務者に電話・手紙等による連絡を行い、 平成25年3月14日付当該債務者作成の誓約書に従い、毎月3千円の支払い を前提とした納付書1年分を、毎年4月に当該債務者に送付しているだけで、 新たな処分等は行っていないため、納付書送付時には行政不服申立の教示は行 っていない。

工. 不納欠損処理の状況

該当なし。不納欠損処理の時期に関する取扱い基準もない。

(3) 債権(収入未済額)の管理・保全

ア. 管理体制

「退職手当返納簿」を作成し、管理を行っている。担当職員の他、係長、次 長、課長が確認を行っている。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

債務者の住所、電話番号及び社会保険加入状況を、収集・保管している。

<調査の方法と頻度>

年1回以上、当該債務者に電話をかけるとともに手紙を送付し、住所及び電話番号に変更がないかどうかを当該債務者本人に確認している。現在は問題なく手紙が届いており、当該債務者が電話にも応対しているため、それ以上の調査は行っていない。手紙が届かなくなるなどした場合には、住民票の再取得等の調査を行う予定である。

<債務者との通信・面談>

年1回以上、電話や手紙により、当該債務者と通信をしている。

ウ. 消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

平成20年1月15日付で当該債務者に対して督促状を送付した後、消滅時効の完成を防ぐため、平成21年9月に当該債務者に対して債務承認書を送付した。その後、当該債務者作成の同年10月6日付債務承認書を、同月頃受領した。平成25年3月14日、当該債務者と面談して再度債務承認書を取り付けて時効の中断措置を講じた。同月以降、現在に至るまで、当該債務者は毎月末日頃3千円の弁済を行っている。同領収済通知票は、その都度、担当部署に届くため、同通知票記載の弁済日を確認することにより、時効の起算点の管理を行っている。

<中断措置の有無・方法>

現在、ほぼ毎月当該債務者からの弁済がなされており、その都度中断しているため、担当部署としては特に措置は行っていない。

<時効完成後の対応> 該当なし。

(4)債権(収入未済額)の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

当該債務者は、現在、若干納付が遅れることはあるものの、平成25年3月14日付分納誓約書に従い、同月末日以降、毎月3千円の支払を行っている。 そのため、現在は、毎年度繰越調定後に当該債務者に対して納付書を送付する 以上に、督促は実施していない。

<延滞金等>

当該債権は公債権であり、延滞金は条例の定めるところにより徴収することができると定められているところ(法第231条の3第2項)、公立学校職員退職手当支給条例には延滞金に関する定めはないため、延滞金は発生していない。

<督促状の記載>

当該債務者に対しては、平成20年1月15日付で督促状を送付したが、それに先立って送付した退職手当返納処分命令書に行政不服申立ての教示文を記載していたため、督促状には改めて教示文を記載することはしていない。

イ. 督促に応じない場合の措置

- <強制執行等の実施状況> 実施していない。
- < 法が用意した手段の活用状況> 実施していない。
- <任意的手段の活用方法> 実施していない。
- ウ. 財産調査の実施状況
 - <債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

年に1回程度、当該債務者に架電し、収入状況を聴取して債務者の資産・返済能力を調査している。年に一度、資産・収入状況等の調査への同意書を当該債務者に対して送付しているが、当該債務者が同意書への署名捺印に応じたことはない。社会保険加入状況の調査は年1回以上実施しているが、これまでのところ、当該債務者からの聴取内容と矛盾するところはない。

- <債務者でない者への財産調査実施の有無> 特に実施していない。
- エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ
 - <連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況> 該当なし。
 - <債務者死亡後の相続人対応の実施状況> 該当なし。
- (5) 債務者の生活再建等に向けた事務
 - ア. 債権回収の困難性の判断方法 判断基準等は設けていない。
 - イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法 処理方針等は設けていない。
 - ウ. 法が用意した制度の利用状況 利用したことはない。
- (6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応 該当なし。
- (7)指摘事項 該当なし。
- (8) 意見
 - ア. 【退職手当返納処分の理由の記載の程度について(意見95)】

< 結論 >

今後、退職手当の返納処分を行う場合には、当該処分の根拠法令のみならず、 当該処分の原因となる事実や判断過程をも示すようにすべきである。

<理由>

当該債権は、公立学校職員退職手当支給条例第15条(当時の条例では第1 3条)に基づき、当該債務者に対し、すでに支給した退職手当全額の返納命令 処分(以下、「本件返納処分」という。)を行ったことにより発生した債権である。本件返納処分は、平成19年12月7日付退職手当返納命令書によりなされているが、その処分の理由としては、命令書に「公立学校職員退職手当支給条例第13条の3第1項の規定により」と記載され、同理由書に刑事事件の判決が確定した旨が示されていた。

行政手続法は、行政庁が不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、不利益処分と同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならないと定めているが(同法第14条第1項本文)、それは、「名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たもの」と解されている(最高裁平成23年6月7日判決)。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、このような同項本文の趣旨に照らし、「当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべき」と考えられている(同判決)。

ここで、本件返納処分の根拠法令である公立学校職員退職手当支給条例(本件返納処分当時のもの。以下、「旧条例」という。)を見ると、旧条例第13条の3第1項には、「基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき」は、同項第1号ないし同第2号に掲げる額を返納させることができると定められているところ、退職金返納処分を行うにあたっての処分行政庁の裁量は比較的狭いものということができるので、当時としては適法であると認められる。

しかし、現行の公立学校職員退職手当支給条例は、旧条例と異なり、「基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき」においても、「当該退職をした者の生計の状況を勘案」して、支払われた退職手当等の額の「全部又は一部」の返納を命ずることができると定められており、旧条例に比して処分行政庁の裁量が広範となっている。

そのため、今後、退職手当の返納処分を行う場合には、行政手続法第14条 第1項本文の求める理由提示の要件を欠くことのないよう、当該処分の根拠法 令のみならず、当該処分の原因となる事実や当該返納処分の金額を選択した具 体的な判断の過程をも示すようにすべきである。

イ. 【納付を受ける額の増額について(意見96)】

<結論>

毎月納付を受ける額の増額を検討すべきである。

<理由>

現在、当該債権については、平成25年3月に当該債務者が作成した分納誓約書に基づき、毎月3千円ずつの弁済がなされている。

しかし、当該債務の平成29年度末時点における収入未済額は155万48

40円であるところ、毎月3千円ずつの支払を前提とすると、完済となるのは約518か月、約43年後の平成72(2060)年度頃となってしまう。

現在、当該債務者は40代であるが、これから約43年後まで、勤労して収入を得ているとは限らない。

毎月の納付額を3千円から4千円に増額するだけでも、納付期間は10年以上縮まる。

そこで、今後、毎月納付を受ける額の増額を検討すべきである。

4. 義務教育課:地域改善対策高等学校等修学奨励金

(1)債権の概要

ア. 歳入科目

14款:諸収入—3項:貸付金元利収入—18目:地域改善対策高等学校等 修学奨励金貸付金元利収入—1節:元金

14款:諸収入一3項:貸付金元利収入一19目:地域改善対策大学進学奨励費貸付金元利収入一1節:元金

イ. 担当部署

教育委員会事務局 義務教育課 人権教育推進係

ウ. 債権の発生原因と種類

高等学校又は高等専門学校(以下、「高等学校等」という。)に関する修学 奨励金については群馬県地域改善対策特定事業高等学校等修学奨励金貸与条例 によって、大学又は短期大学(以下、「大学等」という。)に関する奨学金に ついては群馬県地域改善対策大学進学奨励費貸与要綱によって、県と債務者と の間で締結された、消費貸借契約に基づき発生した債権であり、私債権である。

エ. 債権の内容

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」で規定する地域の同和関係者の子弟で、大学等及び高等学校等への修学が経済的な理由によって困難な者に対し、修学奨励金や奨学金、通学用品等助成金(以下、あわせて「奨学金等」という。)を貸し付けたことによって発生した債権である。

なお、平成14年3月31日に地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が失効したことに伴い、当該奨学金等事業も廃止されることとなったが、経過措置として、平成13年度に貸与を受けた者に限り、卒業まで貸与を受けられることとなった。そのため、高等学校等修学奨励金の貸与は平成15年度まで、大学進学奨励費の貸与は平成16年度まで実施していた。現在残存している債権は、その当時に貸し付けたものである。

弁済は、貸与を打ち切られた日又は卒業した日の属する月の翌月から起算して6月を経過したあと20年以内に、行うこととされている。高等学校等の奨学金等については、20回を限度とする年賦の均等払いの方式と定められているが、大学等の奨学金等については、半年賦、年賦又はその他の割賦の方式に

よると定められている。半年賦とするか年賦とするかは、債務者本人が選択することができる。

才. 時効期間

10年である(旧民法第167条第1項)。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額	平成29年度			収入未済額
(平成28年度末)	調定額 収入済額 不納欠損額		(平成29年度末)	
28, 386, 593円	4,214,849円	4,014,428円	0円	28,587,014円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成4年	47,000円	1 件	1 人
平成5年	52,000円	1 件	1 人
平成6年	100,800円	2 件	2 人
平成7年	170,000円	4 件	3 人
平成8年	606,758円	1 4 件	10人
平成9年	750,899円	2 1 件	15人
平成10年	971,465円	2 9 件	19人
平成11年	1,210,940円	3 2 件	2 2 人
平成12年	975,531円	2 5 件	17人
平成13年	901,796円	2 5 件	17人
平成14年	896, 246円	2 5 件	20人
平成15年	927,414円	3 0 件	20人
平成16年	876,513円	3 4 件	2 1 人
平成17年	1,132,338円	40件	2 4 人
平成18年	1,445,146円	46件	3 1 人
平成19年	1,728,489円	50件	3 3 人
平成20年	1,654,442円	48件	3 1 人
平成21年	2,173,368円	5 3 件	3 5 人
平成22年	1,782,139円	49件	3 4 人
平成 2 3 年	2,068,014円	3 9 件	27人
平成 2 4 年	1,670,028円	3 3 件	2 2 人
平成 2 5 年	1,751,908円	3 3 件	20人
平成 2 6 年	1,526,590円	28件	16人
平成27年	1,221,095円	26件	18人
平成28年	872,334円	19件	12人
平成29年	1,073,761円	1 5 件	10人
合計	28,587,014円	7 2 2 件	481人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

年2回、6月と12月に調定を実施している。年1回(年賦)の調定者は、 6月・12月の両月に存在する。

過年度の未納分については、毎年4月1日付で繰越調定を実施している。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

調定と同時に納入通知書又は返納通知書を作成し、保護者(宛名は保護者方、 奨学生名)に送付している。納期限は、財務規則第44条第3項により、発行 の日の翌日から20日後を納期限と定めている。

<適時・適切に回収できない理由>

おおむね、以下のような理由がある。

・生活困窮のため。

当該債権は、同和関係者の子弟に対して貸与した奨学金等であるが、滞納している家庭に対して訪問や電話等で支払いを催告すると、生活の困窮を訴えてくる者が多い。当該債権以外の債権(税金の滞納を含む。)を抱えている者もいるため、適時・適切な回収が困難となっている。

・返済する必要がないと考えている者がいるため。

当該奨学金等は、貸与ではなく給付としていた時期が過去にあったため、 未納者の中には、借用しているという意識が低く、返す必要がないと考えて いる者もいる。

なお、貸与ではなく給付をしていた期間は、以下のとおりである。

高校:昭和42年から昭和62年まで

大学:昭和47年から昭和57年まで

・制度上の債務者(以下「債務者」という。)である奨学生本人に催告することが難しいため。

消費貸借契約時には、債務者である奨学生本人の署名・捺印を得ているが、 実際には、保護者が奨学金等の借入手続を行っている場合が多い。そして、 そのような場合、保護者が奨学生本人に奨学金の目的を知らせていないため、 奨学生本人に直接催告することによって初めて同和地区出身者であることを 知ることになるという、プライバシーに関わる新たな問題が生ずる可能性が ある。また、保護者からは、「返済は自分が行うので、子供には言わないで もらいたい。」との強い要望が出されているケースがほとんどである。

工. 不納欠損処理の状況

該当なし。なお、不納欠損は、平成22年度内に1件行って以降、行っていない。

- (3)債権(収入未済額)の管理・保全
 - ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

債務者1人ずつにつき、債権管理簿として、奨学金原簿と奨励金返還台帳(債

権台帳)を作成し、管理している。毎年度、3月31日時点において債権管理 簿に記載のある債権については、毎年度、5月31日までに債権現在額報告書 を作成して会計局に提出している。

<情報システム等による管理運営状況>

当該債権については、財務会計システムを利用した管理は行っていない。紙 媒体の債権管理簿及びエクセルファイルを利用して管理している。

<担当者等音権限分配の状況>

高等学校等の奨学金等、大学等の奨学金等それぞれにつき、1名の職員が担当者として日常的な管理業務を行っている。また、必要に応じて、担当係内において情報を共有し、債権管理を行っている。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

当該債権の債務者は全て自然人であるが、その氏名、住所、電話番号、家族 構成を収集・保管している。当該債務者自身は、進学・就職・結婚等により、 消費貸借契約締結時の住所地から転居している場合も多いが、当該住所地に当 該債務者の親が居住しており、連絡が取れている場合には、当該債務者自身の 住所地の調査は行わない場合が多い。当該債務者の親と連絡が取れなくなった り、親が死亡したりした場合には、当該債務者の住所地を調査している。また、 親が当該債務者自身に連絡してもよいとの意思を示した場合には、親から当該 債務者の住所や電話番号等を聴取し、当該債務者に対して連絡している。

<調査の方法と頻度>

毎年2月頃に返還を促す手紙を送付しているが、あて所不明等で返戻されてきた場合に、住民票や住民票の除票を取得するなどして住所の調査を行っている。3月には、家庭訪問を実施し、生活状況等の確認を行っている。なお、手紙の送付及び家庭訪問の対象も、当該債務者自身の現住所地ではなく、親等の住所地としている。

<債務者との通信・面談>

債務者ごとに、「対応記録票」を確認し、通信・面談の経過を記録している。 ウ. 消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

消費貸借契約は、1年毎に、当該債務者との間で契約している。例えば、4年制大学に進学・就職した者が、4年間にわたって奨学金等の貸与を受けていた場合には、当該債務者と県との間には、4つの消費貸借契約が成立していることになる。

ただし、債権の管理は、実務上は、契約ごとには行っていない。奨学生本人が、大学等又は高等学校等を、卒業又は退学等により奨学金等の貸与を打ち切られた際の当該債務者に対する債権の合計額を、1つの債権として扱い、管理している。消滅時効期間の管理についても同様に、契約の個数にかかわらず、1つの債務として取扱い、管理している。

<中断措置の有無・方法>

担当部署として、「保護者との信義誠実の原則に基づき、債務者である奨学生本人に催告することが難しい。」という認識しているため、奨学生本人に対して何らの中断措置を行わないままに(住居地の調査や催告等さえも行われないままに)、時効期間が満了してしまっている例があった。

<時効期間満了後の対応>

私債権であるため、当該債務者からの援用がない限り、債権としての管理を継続し、繰越調定や親等への催告などを行っている。

- (4) 債権(収入未済額)の回収事務
 - ア. 督促の実施状況
 - <実施方法・頻度>

当初調定にて定めた納期限から20日間が経過しても納入されない場合には、 督促状を発布して督促を行っている。なお、督促状の送付先は、当該債務者の 保護者の住所地であることが通常である。

<延滞金等>

当該債務者が、正当な理由なくして、返還すべき日までに返還しなかった場合には、当該返還すべき日の翌日から返還日までの期間に応じ、返還すべき額につき年8.25%の割合で計算した額を延滞利息として支払わなければならない旨の定めがある(群馬県地域改善対策特定事業高等学校等修学奨励金貸与条例第8条第1項、群馬県地域改善対策大学進学奨励費貸与要綱第17条)。

しかし、事実上、延滞利息を債務者に対して請求したこともない。延滞金免除に関する「正当な理由」の判断基準について、明確な定めがない。

<督促状の記載>

私債権であるため、督促状に不服申立ての教示文言は記載していない。

- イ. 督促に応じない場合の措置
 - <強制執行等の実施状況>

強制執行等を実施したことはない。

<法が用意した手段の活用状況>

実施したことはない。

<任意的手段の活用方法>

債権の合計額を基に返還計画書を徴収すると共に、手紙の送付や訪問、架電などをして催告している。

- ウ. 財産調査の実施状況
 - <債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

当該債権に関しては、当該債務者の収入に応じた返還債務の免除や履行猶予の制度が設けられているところ(群馬県地域改善対策特定事業高等学校等就学奨励金貸与条例第6条、同第7条、群馬県地域改善対策大学進学奨励費貸与要綱第13条、同第14条)、返還債務の免除や履行猶予の可否を判断するにあたり、当該債務者から当該債務者の所得証明書や非課税証明書等の収入資料の

提出を受けることはある。

それ以外に、債務者の所有不動産の調査等は行っていない。

<債務者でない者への財産調査実施の有無> 原則として行われていない。

- エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ
 - <連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

当該債権に関しては、連帯保証人の規定がないため、連帯保証人は存在していない。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

債務者が死亡した場合には、返還債務を免除することができる旨の規定があるところ(群馬県地域改善対策特定事業高等学校等修学奨励金貸与条例第7条第3項、群馬県地域改善対策大学進学奨励費貸与要綱第13条第1項)、これまで、債務者が死亡した場合には、返還債務を全額免除して不納欠損として処理している。

- (5) 債務者の生活再建等に向けた事務
 - ア. 債権回収が困難な場合の有無、困難性の判断方法 未納状況により、以下のとおり、ランク付けし、管理している。
 - A:長期未納者(3年分以上の未納がある者)
 - ・3年以上(半年賦の場合は6回)の未納がある者。
 - ・催告等においても効果が上がっていない者。
 - ・特に長期間(概ね10年間以上)未納がある者を「特A」とする。
 - B:調定終了している未納者
 - ・すでに返還調定が終了している者。
 - ・納付書送付時や新規手続等の指導ができない者。
 - ・収入未済額の増加はない。
 - ・特に長期間(概ね10年以上)未納がある者を「特B」とする。
 - C:軽微な未納者(3年分未満の未納がある者)
 - ・電話連絡等の催告によって返済が見込める者。
 - ・中には生活困窮になった場合も考えられるので、滞納の理由を聞き取り、 必要に応じて免除等の手続指導をする。
 - D: 免除中である未納者
 - 現在、返還免除期間中の者。
 - ・返還免除が認められても、過去の未納は消えない。
 - ・免除が認められている状況から、直近の返還は見込めない。
 - イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

個別具体的に判断している。訪問に際しては家屋の状況等を確認するとともに、面会できた際には、生活実態を把握しながら、状況に応じて一部納付でも良いので支払いを促している。ただし、奨学生の親が「子供に言わないでもらいたい。」と訴える例が多いため、訪問・面会の対象者は奨学生本人ではなく

その親であることが多い。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

当該債権に関しては、返還債務の免除や履行猶予の制度が設けられているところ(群馬県地域改善対策特定事業高等学校等修学奨励金貸与条例第6条、同第7条、群馬県地域改善対策大学進学奨励費貸与要綱第13条、同第14条)、当該債務者の申請のもと、返還債務の免除や履行猶予を行うなどしている。

- (6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応
- ア. 返還金の調定手続未済について

< 監査結果>

平成23年度の包括外部監査で、地域改善対策奨学金について、免除期間が すでに経過している債務者に対し、返還金の調定手続を行い、奨学金等の返還 請求を行う必要があるという意見が出された。

<改善の取組>

市町村教育委員会等との連携を更に密にして、免除期間が経過している債務者と連絡を取り、速やかに免除手続が行われるよう努めることとした。また、免除要件に該当しない場合には、速やかに調定手続を行い、返還請求を行うこととした。

そして、その結果、免除期間経過後に返還金の調定を行っていなかった5名については、市町村教育委員会との連携のもと、親と接触し、手続を進めることができた。3名については調定を開始し、残りの2名については、要件該当により、引き続き免除した。

その後新たに免除期間が経過した7名については、住民票の除票を取得して住所を把握し、手紙の郵送や家庭訪問を行った。その結果、3名については調定を開始した。残りの4名のうちの3名は、親の死亡が判明したため、奨学生本人の住所地を調べて接触を試みた。うち2名については連絡が取れたが、1名については連絡が取れていない状況にある。また、調定も行われておらず親も死亡していない1名については、奨学生本人に連絡をすることにつき親の了承を得られたため、連絡を試みているが、連絡は取れていない。

<今後の方針>

免除期間終了後の手続を促す連絡は、例年7月に市町村担当者が行っている。連絡が取れない場合には、その旨、県の担当職員に市町村担当者から連絡があるが、県の担当職員が動き始めるのは年度末の家庭訪問の時期になってしまうことが多い。このことが手続の遅延につながっていると考える。今後は市町村担当者に対して状況を逐一報告するよう求め、9月末日になっても連絡が取れない場合には、県の担当部署にて、直接接触を試みることとする。接触の方法としては次のとおりとする。

- ①除票申請を行い、親の住所を確認する。
- ②電話番号を把握している場合には電話をする。
- ③家庭訪問を行う(昼間の時間帯だけでなく、夜間も行う。)。

④親の死亡又は病気等により手続が困難な場合は、奨学生本人に連絡を取る。

イ. 奨学金等の返還未納者に対する督促について

< 監査結果>

平成23年度の包括外部監査で、連絡頻度を増やし、本人や家族により積極的に督促し、未収入金の回収を図ることが望ましいとの意見があった。

<改善の取組>

平成30年度より、年度末以外にも家庭訪問(夜間も含む)による催告を実施した(合計26件)。

所在不明な場合には、市町村担当者に連絡を取り、除票申請を行った(1件)。 親の死亡を確認した事案では、奨学生本人に連絡を取った。

親が老齢により返還困難となった事案では、奨学生本人に連絡を取った。

年間を通した家庭訪問を継続して実施する(昼間の時間帯だけでなく、夜間 も行う。)。不在の場合には、連絡を依頼する手紙を置いてくる。

所在が不明になった場合には、市町村担当者等に連絡を取り、住所把握のための除票申請を行う。

なお、奨学生の親が死亡又は老齢、病気等により返還困難となった場合には、 奨学生本人に連絡を取る。

(7) 指摘事項

ア. 【書面の作成名義の確認について(指摘事項27)】

<結論>

奨学生本人の親等の強い意思等により、県が奨学生本人と連絡を取ることができていないにもかかわらず、奨学生本人名義の書面が提出された場合には、 当該書面の作成の経緯を確認するようにすべきである。

<理由>

奨学生の親から、「子供には知らせていない。自分が返済する。」との強い 意思が示されており、担当部署としてもその意思を尊重して奨学生本人に一切 連絡を取っていない事案の中に、当該奨学生本人名義の返還計画書の提出を受 けていた事案があった。

この点につき、担当部署としては、当該奨学生名義の返還計画書の提出を受けたと認識しているだけで、実際に当該奨学生本人が記載したのか、それとも当該奨学生の親が奨学生の名前を記載したのかといった、当該文書の作成の経緯については「時間の経過により確認はできない。」とのことであった。

しかし、この間の事情を斟酌すれば、当該奨学生が返還計画書を作成したと はおよそ考えられない。

今後、奨学生本人との間で当該債権に関する民事上の争いが生じ、当該書面の成立の真正が争われれば、親等によって作成された蓋然性を県側も認識していたと認定されかねないので、親を通して奨学生本人名義の書面が提出された場合は、当該書面の作成の経緯を確認するべきである。

(8) 意見

ア. 【奨学生本人への連絡について(意見97)】

<結論>

奨学生の親に連絡を取るだけではなく、奨学生本人への連絡も行うようにすべきである。

< 理由>

前述のように、当該債権は、借入者のプライバシーに大きく関わる特殊事情を有していることに加えて、県と奨学生本人との間に奨学生の親の介在が深く関わっている。貸与条例等には、特別な場合において、奨学生の父母による債務の免除申請についての規定もあり、奨学生本人に連絡を取らないケースも想定していることから、担当部署では、原則として、奨学生本人への連絡は行っていない。親の死亡、老齢、病気等により返還困難となった場合や、親が奨学生本人に連絡を取ることを承諾した場合に限り、奨学生本人に連絡を取っており、今後もその方針とのことであった。

しかし、返還債務の未納がある場合において、債務者ではない奨学生の親に催告等を行い、一部弁済を受けたとしても、消滅時効の中断の効果は生じないと奨学生本人から主張されることが懸念される。

契約は、双方の合意によって初めて有効に成立するものである以上、親が奨学生の名前を利用して奨学金を借りたのであれば、当該奨学生と県との間にはそもそも合意がなく、契約が成立しないので、当該奨学生には奨学金を返還する義務は発生していないことになる。

これまでの取扱いは、信義誠実の原則に基づく親の意思や奨学生への心情に配慮する趣旨から出た後見的な施策と捉えられるものの、裁量権の行使が行き過ぎている観があり、親の死亡等の後に、初めて当該奨学金の存在や趣旨を知らされることにより奨学生本人に精神的苦痛が生じるおそれがあるなど、後見的配慮が裏目に出る可能性もある。

そこで、今後は、親に連絡を取るだけではなく、奨学生本人への連絡も行う ようにすべきである。

イ. 【奨学生本人の住所の把握について(意見98)】

<結論>

未納者については、免除期間中や連絡が取れている場合であっても、少なく とも、4年に一度は、奨学生本人の住民票の取得を試みるべきである。

<理由>

当該債権につき、奨学生について収集・保管している情報を確認したところ、 奨学生の親と連絡が取れている間は、奨学生本人の住民票の取得は行っていな いとのことであった。

当該債権は、貸与を打ち切られた日又は卒業した日の属する月の翌月から起算して6月を経過したあと20年以内に、半年賦又は年賦の方式により支払われることとなっているが、収入に応じ、貸与した奨学金等の20分の5を免除することができる旨の規定がある(群馬県地域改善対策特定事業高等学校等修

学奨励金貸与条例第7条、群馬県地域改善対策大学進学奨励費貸与要綱第13条)。そして、同規定により免除が認められた場合には、それ以降5年間分の半年賦又は年賦の支払債務が免除されることとなるため、免除がなされてから5年間は債務者の住民票の取得等の手続は行われていない。

しかし、住民票の除票や戸籍の附票の除票の保存期間は、住民基本台帳法施行令上、5年間と定められている。5年間を超えている場合でも、保存を続け、かつ、除票の交付請求があれば交付する市町村もあるが、これは市町村の判断次第となる。

そのため、親と連絡が取れている、又は免除期間中であるといった理由により、5年以上住民票の除票や戸籍の附票の除票の取得を怠ったとすれば、当該 奨学生の現住所地の調査が困難になってしまうおそれがある。

そこで、未納者については、免除期間中や親と連絡が取れている場合であっても、少なくとも、4年に一度は、奨学生本人の住民票の取得を試みるべきである。

ウ. 【時効中断の措置について(意見99)】

< 結 論 >

奨学生の親等の意向や状況にかかわらず、少なくとも、消滅時効期間の満了が迫ってきた場合には、速やかに、債務者である奨学生本人に対する催告や時効中断の措置を試みるようにすべきである。

< 理由>

担当部署によれば、今後も、原則として「親が死亡、又は、老齢、病気等により返還困難となった場合に、奨学生本人に連絡を取る。」とのことである。

本修学奨励金の貸与実行年次を考慮すると、これまでと同様の債権管理を続ける限り、新たに奨学生本人に連絡を試みた際には、すでに消滅時効期間が経過してしまっていたというケースが発生してしまうことになりかねない。

たとえ、当該債権に、奨学生本人に催告をすることが難しいという特殊事情があるとしても、時効中断の措置を何ら試みずに消滅時効期間を経過させてしまうという債権管理の方法には、問題があると言わざるを得ない。

そこで、奨学生の親の意向や状況にかかわらず、少なくとも、消滅時効期間 の満了が迫ってきた場合には、速やかに、奨学生本人に対する催告や時効中断 の措置を試みるようにすべきである。

エ. 【契約ごとの債権の管理について(意見100)】

<結論>

債権の管理は契約ごとに行うことが望ましい。

< 理由>

本件奨学金等は、大学等又は高等学校等の入学時に卒業時までの奨学金等について一括して消費貸借契約を締結して貸し付けられているものではなく、1年毎に、個別に、当該債務者との間で消費貸借契約を締結して貸し付けられている。例えば、4年制大学に進学・就職した者が、4年間にわたって奨学金等

の貸与を受けていた場合には、当該債務者と県との間には、4つの消費貸借契約が成立していることになる。

しかし、債権の管理は、契約ごとには行われておらず、当該債務者が、大学等又は高等学校等を、卒業又は退学等により奨学金等の貸与を打ち切られた際の当該債務者に対する債権の合計額を、1つの債権として扱い、管理されていた。消滅時効期間の管理についても、同様に、契約の個数にかかわらず、1つの債務として取扱い、管理されていた。

契約が別個である以上、消滅時効期間もそれぞれ別個に進行するものであるところ、このような管理方法では、時効期間の管理をすることができなくなってしまう。例えば、複数の消費貸借契約に基づく債務を持つ債務者から一部の弁済がなされた場合には、債務を契約ごとに管理していなければ、どの契約に基づく債務について、一部弁済という時効中断事由である「承認」がなされたのか、不明となる。

このような事態が生ずることを防ぐため、債権の管理は、契約ごとに行うことが望ましい。

オ. 【催告・訪問の時期について(意見101)】

< 意 見 >

未納者に対する定期的な催告書の発送や家庭訪問は、年間を通じて継続的に 行うべきである。

< 理由>

奨学金等の返還未納者に対する催告について、ヒアリング時に担当部署より 聴取したところによれば、昨年度までは、未納のある調定終了者および未納の ある返還途中者を対象に、2~3月に返還状況通知を郵送し、返還を促し、3 月に家庭訪問を行った。不在の場合には、連絡を依頼する手紙を置いてきたが、 平成30年度は、夏から秋にかけて夜間を含めた家庭訪問による催告を行って おり、来年度以降も、年間を通した家庭訪問を継続して実施するとのことであ った。

未納のある債務者との間で、一定の信頼関係を築くことのできるようにする ためにも、年間を通した家庭訪問を継続して実施すべきである。

カ. 【延滞金について(意見102)】

<結論>

「正当な理由」の判断基準を要綱等により明確化すべきである。

<理由>

当該債権に関しては、延滞利息につき、条例及び要綱上、当該債務者が、正 当な理由なくして、返還すべき日までに返還しなかった場合には、当該返還す べき日の翌日から返還日までの期間に応じ、返還すべき額につき年8.25% の割合で計算した額を延滞利息として支払わなければならない旨の定めがある (群馬県地域改善対策特定事業高等学校等修学奨励金貸与条例第8条第1項、 群馬県地域改善対策大学進学奨励費貸与要綱第17条)。しかし、当該奨学金 等の貸付事業が開始してから現在に至るまで、事実上、延滞利息を当該債務者 に対して請求したこともないとのことであった。

担当部署によれば、①当該奨学金等の貸付事業は、国の定める法律(同和対策特別措置法(昭和44年7月から昭和57年3月)、地域改善対策特別措置法(昭和57年4月から昭和62年3月)、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和62年4月から平成14年3月)に対応する形で実施してきたところ、国としても延滞利息の返還義務を明確にしていない、②実情として、返還未納者の中には資力の乏しい者が多く、延滞利息までの支払い請求ができないといった事情があるようであった。

群馬県の定める条例及び要綱上、延滞利息は奨学金等を返還すべき日までにこれを返還しなかった場合に例外なく必ず発生するものではなく、「正当な理由なくして」返還しなかった場合に発生するものである(群馬県地域改善対策特定事業高等学校等修学奨励金貸与条例第8条第1項、群馬県地域改善対策大学進学奨励費貸与要綱第17条)。

そこで、今後は、上述の①ないし②のような理由から延滞利息を債権として 調定しないという手段を取るのではなく、同条項にいう「正当な理由」の判断 基準を要綱等により明確化し、「正当な理由」の有無に応じて延滞利息の発生・ 不発生を判断すべきである。

- 5. 高校教育課:群馬県高等学校定時制課程修学奨励金
- (1)債権の概要
 - ア. 歳入科目

14款:諸収入一6項:雑入一5目:雑入一1節:雑入

イ. 担当部署

教育委員会事務局 高校教育課 生徒指導係

ウ. 債権の発生原因と種類

奨励金貸与契約に基づく貸金返還請求権である(私債権)。根拠法令等としては、群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例(以下「条例」という。)、群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則(以下「規則」という。)、群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与事業事務取扱(以下「事務取扱」という。)がある。

エ. 債権の内容

高等学校の定時制課程に在学する生徒に対して修学奨励金を貸与するものである(なお、卒業した場合、返還債務は当然免除となる。条例第6条)。群馬県立の定時制は13ある(なお、桐生市には1つある。)。各学校に対して案内して、学校から生徒に案内がある。生徒は学校を経由して申請する。制度の利用者は、平成29年度14名、平成30年度は10名だった(予算は17名分)。

生徒が退学する場合、貸与契約の解除事由(条例第5条第1項第1号・第2条)に該当する。本人から休学等届及び奨学金貸与理由消滅届を受け、契約解

除の通知を行う(規則第13条)。これを受け、債務者から借用証書及び返還計画書の提出を受けるが、後者については教育委員会の承認が必要となる(規則第17条第1項)。これにより債務の内容が確定して本債権が発生することになる。

なお、現在、2名が退学により返還義務が発生し、未回収となっている。

才. 時効期間

5年(旧民法第169条の定期給付債権に当たるという前提)

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額	平成29年度			収入未済額
(平成28年度末)	調定額	収入済額	不納欠損額	(平成29年度末)
70,000円	98,000円	0 円	0 円	168,000 円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成23年度	28,000円	1 件	1 人
平成28年度	42,000 円	1 件	1 人
平成29年度	98,000円	1 件	1 人
合計	168,000 円	3 件	3 人

債務者数としては、平成23年度の1名、平成28年度及び平成29年度の 1名の合計2名である。

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

前述の借用証書及び返還計画書を受け、調定する。この場合、調定する金額 自体は貸与金額の総額である。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

納期限については、財務会計システム上、調定から20日という日が自動的 に設定されて返済計画書のとおりとならないため、手書きで修正している。

<適時・適切に回収できない理由>

回収できない大きな理由は、保証人に対して適時に請求をしていないことによる。本人の返済が滞っていて連絡がつかなかったとしても、何年も保証人に対して請求していない。

<納入通知>

納入通知については、返還計画書により月額の返済ごとに作成する。納入通知は全ての返済の分の枚数をまとめて一度に発送する。

工.不納欠損処理の状況

該当なし。

(3)債権(収入未済額)の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

整備されている。

<情報システム等による管理運用状況> システム上の管理も行われている。

<担当者の権限分配の状況>

調定、納入通知、督促、納入の確認については庶務担当が行う。担当者は電話、訪問による催告を行う。書面による催告はしていない。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

個人の氏名、住所、電話番号、家族構成、保証人の有無、債務者・保証人の 勤務先を把握している。

<調査の方法と頻度>

住所を訪問により状況を把握しているのみである。電話は番号を変更される と不明になったままとなってしまう。住民票を調査したことはなく根拠規定は 担当者が把握しているわけではない。

<債務者との通信・面談>

通信・面談の経過は記録されており、特に問題点は検出されなかった。

- ウ. 消滅時効の管理状況
 - <起算点・時効期間の管理状況> 特に独立項目としての管理はされていない。
 - <中断措置の有無・方法> 該当なし。
 - < 時効完成後の対応 > 該当なし。
- (4) 債権(収入未済額)の回収事務
- ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

督促状については、返済の総額を記載して発出するので、仮に返済計画書のとおり返済していても届いてしまう。そのため、下欄に分割の返済の欄を設定して混乱しないようにしている。

<延滞金等>

延滞利息は発生するが (条例第10条1項)、請求していない。

<督促状の記載>

私債権であり、行政不服申立ての教示なし。

- イ. 督促に応じない場合の措置
 - <強制執行等の実施状況> 該当なし。
 - <法が用意した手段の活用状況> 該当なし。
 - <任意的手段の活用方法>

電話、訪問で催告している。納付相談には応じるが相談を持ち掛けられたことはない。納付誓約書を徴求したことはない。

- ウ. 財産調査の実施状況
 - <債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況> 該当なし。
 - <債務者でない者への財産調査実施の有無> 該当なし。
- エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ
 - <連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

連帯保証人に対しては、債務者本人に対する催告を数年した後にやっと電話 又は訪問により請求するのみである。保証意思の存否に関するトラブルは生じ ていない。

- <債務者死亡後の相続人対応の実施状況> 債務者死亡の事例がない。
- (5) 債務者の生活再建等に向けた事務
 - ア. 債権回収が困難性の判断方法 方針・基準はない。
 - イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法 予め決まった処理方針はない。
 - ウ. 法が用意した制度の利用状況 卒業した場合の返還についての当然免除(条例第6条)が適用されている。
- (6)過年度群馬県包括外部監査結果への対応

平成18年度(テーマは「県立学校の財務事務の執行及び管理運営について」)に保証人の保証能力の審査をしていない点に対して指摘を受けた部分については、当時は収入の資料の提出がなかったというものであった。現在は所得証明と源泉徴収票を提出させている。なお、数年前の監査委員による監査において、申込者の源泉徴収票から所得要件を審査する過程で、本来受けられる人が受けられなかったことがあった。そこで事務取扱を制定した(しかし、これも後述のとおり正しいものとはなっていない。)。

(7) 指摘事項

ア.【時効期間の認識を改めるべきであること(指摘事項28)】

< 結論 >

本債権の時効期間を5年と認識しているが、10年と改めるべきである。ただし、来年4月1日以降発生する同種債権の時効期間は5年となる。

< 理由>

改正民法施行前に発生した本債権の時効期間について、定期給付債権であることを前提に5年(旧民法第169条)と認識しているが、割賦払債権の個々の割賦金は定期給付債権に当たらないものとされており、本債権も同様に定期給付債権ではない。そのため一般的な債権の時効期間である10年(旧民法第

167条1項)と改めるべきである。ただし、来年4月1日以降発生する同種 債権については改正民法が適用され、一般的な債権の時効期間が主観的起算点 (権利を行使できることを知ったとき。弁済期の到来は通常これに該当する。) から5年となるので(新民法第166条1項1号)、注意が必要である。

イ.【延滞利息の請求をすべきであること(指摘事項29)】

< 結論 >

条例上発生する債権である延滞利息の請求をすべきである。

<理由>

本債権について、延滞利息は発生する(条例第10条1項)。しかし、現在、調定しておらず、本来発生する債権の把握をしていない。条例において定められた債権であり、債権を把握した上で免除等の要件の検討をするのであればよいが、調定すらしていない。条例上求められていることから、調定して納入通知をするなど延滞利息の請求をすべきである。

ウ.【条例の文言を読み替えている事務取扱の誤りを是正すべきであること(指摘 事項30)】

< 結論 >

条例の「所得」を事務取扱において「収入」と読み替えている誤りを是正すべきである。

< 理由>

条例により定められた文言である「所得」を課内で作成した事務取扱において「収入」と読み替えている。修学奨励金の貸与の要件は所得が規則で定める額以下のものと定めており、規則では年間所得が279万円以下であることが原則であると定めている。収入に引き直すと416万2500円以下となる。

しかしながら、事務取扱においては条例の「所得」を「収入」と読み替えているため、収入が279万円以下のものという要件に狭められてしまう結果となり、本来利用できる者が利用できないこととなっている。

このような読み替えについて、議会の議決等があるものではなく、課内で作成した事務取扱のみで、利用者に不利に要件変更をすることになり、認め難い。

(8) 意見

ア.【時効を意識する仕組みを構築すべきであること(意見103)】

< 結論 >

時効を意識するために納期限、最終支払日等を表にしておくなど合理的な管理方法を採るべきである。

<理由>

本債権について時効を意識する仕組みは特に構築されていない。時効を意識するために納期限、最終支払日等を表にしておくなど合理的な管理方法を採るべきである。

イ.【連帯保証人に対して適時に請求すべきであること(意見104)】

< 結 論 >

保証債務の支払義務を負っている保証人に対して適時に請求すべきである。 <理由>

本債権を回収できない大きな理由として、連帯保証人に対して適時に請求を していないことがある。債務者本人の返済が滞っていて連絡が付かなかったと しても、その後何年も連帯保証人に対して請求していない例があった。連帯保 証人も債務者本人と同様の支払義務を負っているものであり適時に請求すべき である。

ウ.【催告の方法として書面も用いるべきであること(意見105)】

<結論>

催告の方法として書面も用いるべきである。

< 理由>

催告は電話、訪問はするが、書面ではしていない。電話してもつながらなかったり訪問しても不在であったりした場合、催告の意思が債務者に対して伝わらないことになる。仮に電話に応じたり訪問に応じたりしても、口頭で伝えたことが伝わらなかったり忘れてしまったりすることもありうる。そのため催告の方法として書面も用いるべきである。

工.【住所不明の場合は住民票の調査をすべきであること(意見106)】

<結論>

住所不明の場合は住民票の調査をすべきである。

<理由>

住所を訪問により状況を把握しているのみであり、住民票を調査したことはなく、根拠規定を担当者が把握しているわけではない。地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の写しで第7条第13号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第1号から第12号まで及び第14号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる(住民基本台帳法第12条の2)のであるから、積極的に活用すべきである。

オ.【免除・猶予等の規定を活用すべきであること(意見107)】

<結論>

免除・猶予等の規定を活用すべきである。

< 理由>

本債権では、卒業した場合の返還についての当然免除(条例第6条)しか適用されていないが、他にも裁量免除(条例第7条)、返還猶予(条例第9条)等の定めがあり、適用を検討すれば適用しうる債権もある可能性がある。今後は、このような方向での債権管理にも活用をすべきである。